大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱改正の主なポイント

【第１条関係】

　　・盲ろう者通訳・介助者の派遣に関しては、従来も年齢を問わないこととしていたが、

　　　要綱上、そのことが明確でないため、「年齢を問わない。」と明確に規定する改正を

　　　行った。

【第14条第１項関係】

・従前の規定では、通訳・介助者登録の抹消に関して、第13条第１項第２号と第３号のいずれにも該当することを要件として規定していたが、制度趣旨に照らし、同項第２号又は第３号のいずれかに該当すれば、登録を抹消することができるよう改正した。

【第14条第２項関係】

・従来の規定では、「府は、通訳・介助者が第10条第１項各号に掲げる事項に違反し、かつ、その情状が重いときは、その登録を抹消することができる。」と規定していた。しかし、第13条第１項第３号の「この要綱の規定に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくはそそのかし、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。」に該当した場合で「情状が重いとき」は、第14条第１項第１号により登録を抹消できることとされており、この内容と重複しているため、従来の規定を削除した。

【その他】

　　・各様式に予め記載されていた元号を削除した。